

北海道電力株式会社と北海道電力ネットワーク株式会社との兼職について

北海道電力株式会社と北海道電力ネットワーク株式会社の間において、以下のとおり、従業員の兼職を行うことから、その内容について公表いたします。

兼職を行う部門	業務内容
人事労務部門	社会保険・労働保険に係る業務、所得税・住民税に係る業務、採用業務、労使対応・安全衛生・健康管理業務
総務部門	防災対応業務、管財業務
土木建築部門	工事検討業務
広報部門	各地域における広報対応業務
監査部門	監査業務の補助業務

なお、兼職を行う従業員は、北海道電力と北海道電力ネットワークの両社における「人事労務部門」、「総務部門」、「土木建築部門」、「広報部門」および「監査部門」の業務に従事するものであり、法省令で兼職が制限される従業員（以下アかつイに該当）には該当しません。

ア) 特定送配電等業務に従事する従業者

一般送配電事業者において、発電・小売電気事業に参考になり得る非公開情報を知り得る業務に従事する従業者または一般送配電事業の個別的な業務（発電・小売電気の事業に影響を与えることが可能なもの）に関与できる業務に従事する従業者

イ) 発電・小売電気事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者

発電・小売電気事業者等において、発電・小売電気事業の意思決定に関与できる業務に従事する従業者

以上